

資料編

平成19年度秋田の宝おらほの宝－地域の文化遺産発見－事業要項

1 趣旨

県内に所在する動物、植物、地質鉱物について調査し実態を把握する。

調査結果について報告書を刊行し県民が身近な自然の魅力と価値を知る機会を提供する。

2 事業内容

- (1) 調査委員会の開催
- (2) 現況調査
- (3) 報告書の刊行

3 調査委員会

(1) 組織

学識経験者及び調査事項について専門的知識を有する者によって構成する。調査指導委員は調査指導、調査、報告書の作成及び保存策の検討を、調査委員は調査及び報告書の作成を行う。

(2) 体制

- ①調査指導委員
- ②調査委員
- ③事務局

4 調査及び記録作成

(1) 対象

選定基準、候補物件、調査方法について、調査委員会において検討する。

調査指導委員、調査委員は専門分野について調査担当を分担して調査を行う。

(2) 内容

調査項目

ア、所在地 イ、名称 ウ、現況 エ、魅力発見 オ、所有者等 ヲ、指定状況
キ、他法令の規制状況 ク、参考文献 ケ、沿革・由来 コ、普及活用状況 他

(3) 留意点

- ①本事業は、文化財のみかたを記録することを主な目的とする。
- ②特定種の希少性や学術上の貴重性のみを記録するのではなく、出来るだけ地域や人との関わり等についても調査の対象とする。
- ③報告書は身近な文化財が持つ魅力を再発見する手引きとし、出来る限り平易な表現で取りまとめる。

■動物植物地質鉱物調査カード様式

H19秋田の宝おらほの宝事業 動物植物地質鉱物調査カード		整理番号	No.
フリガナ 名 称		種 別	
フリガナ 所 在 地			
魅 力 発 見 テ 一 マ			
観察に適する 時 期		観 察 に 準 備 す る 用 具 等	
現 慢 特 徴			
由 来 ・ 沿 革 ～人や地域の 関わり～			
保 存 上 の 課 題			

H19秋田の宝おらほの宝事業 動物植物地質鉱物調査カード			整理番号	No.
フリガナ 名 称			種 別	
文化財として の 指 定 状 況		他の法令 の 規制状況		
所 有 者			占 有 者	
所 有 者 の 住 所			公 開 の 許 可 ・ 不 許 可	許 可 ・ 不 許 可
参考となる 文 献 資 料 等			県内に所在するその他の観察に適した場所（もの）	
活 用 状 況				
そ の 他			調 査 月 日	
添付写真・図 デー タ 等				
調 査 者 氏 名				
			H 年 月 日	
			H 年 月 日	
			H 年 月 日	

所在地別天然記念物等一覧

(平成20年2月現在)

種別	指定年月日	名 称	所 在 地	管 理 団 体・管 理 責任者・所有者等
■ 地域を定めず				
特天	昭和30年2月15日	カモシカ	本州、四国、九州の30都府県（地域を定めず）	
天	昭和6年7月31日	秋田犬	（地域を定めず）	秋田県
天	昭和12年12月21日	声良鶴	秋田県、青森県、岩手県（地域を定めず）	秋田県
天	昭和16年8月1日	軍鶴	秋田県、東京都、茨城県、千葉県、青森県、高知県（地域を定めず）	
天	昭和17年7月21日	比内鶴	（地域を定めず）	秋田県
天	昭和40年5月12日	クマゲラ	秋田県、北海道、青森県、岩手県（地域を定めず）	
天	昭和40年5月12日	イヌワシ	秋田県、北海道ほか（地域を定めず）	
天	昭和45年1月23日	オジロワシ	秋田県、北海道、新潟県ほか（地域を定めず）	
天	昭和45年1月23日	オオワシ	秋田県、北海道、石川県、福井県（地域を定めず）	
天	昭和46年5月19日	コクガン	秋田県、北海道、青森県ほか（地域を定めず）	
天	昭和46年6月28日	ヒシクイ	秋田県、北海道、青森県、宮城県、新潟県、石川県ほか（地域を定めず）	
天	昭和46年6月28日	マガソ	秋田県、北海道、青森県、宮城県、新潟県、石川県ほか（地域を定めず）	
天	昭和50年6月26日	ヤマネ	本州、四国、九州（地域を定めず）	
県天	昭和34年1月7日	金八鶴	秋田県（地域を定めず。主なる棲息地大館市附近）	大館市教育委員会
■ 鹿角郡小坂町				
特名天	昭和27年3月29日	十和田湖および奥入瀬渓流	鹿角郡小坂町十和田湖、青森県十和田市	国（農林水産省）ほか
町天	平成19年3月28日	十和田火山火碎流堆積層露頭	鹿角郡小坂町小坂字下川原	個人
■ 鹿角市				
県天	昭和30年1月24日	杉	鹿角市十和田大湯字大湯	大円寺
市天	昭和52年2月4日	下川原トゲウオ生息地	鹿角市花輪字赤川	下川原自治会
市天	昭和52年2月4日	シダレカツラ	鹿角市八幡平字長内	個人
市天	昭和52年2月4日	シダレカツラ 2本	鹿角市花輪字新田町	鹿角市
市天	昭和53年2月22日	唐傘松（アカ松）	鹿角市八幡平字湯瀬堰根口	湯瀬特別財産管理委員会
市天	昭和58年7月15日	神明社親杉	鹿角市十和田末広字向平	神明社
市天	昭和61年1月16日	長嶺毘沙門神社の大公孫樹	鹿角市八幡平字堂の前	長嶺自治会
市天	昭和61年1月16日	八幡平神社境内のミズナラ	鹿角市八幡平字切留平	八幡平神社
市天	平成2年3月26日	大欠千手観音堂の大ケヤキ	鹿角市十和田末広字沖ノ平	大欠自治会
■ 大館市				
天	大正15年2月24日	長走風穴高山植物群落	大館市長走字長走	大館市
天	昭和9年1月22日	ザリガニ生息地	大館市字桜町南周辺、字池内道下周辺	大館市
天	昭和11年9月3日	芝谷地湿原植物群落	大館市駒込内字ヲゴハ	大館市
市天	昭和53年3月13日	出川の櫻	大館市出川	出川集落
市天	平成7年3月17日	御神木の櫻、イチイ	大館市岩瀬	大館市
■ 北秋田市				
天	昭和50年2月13日	桃洞・佐渡のスギ原生林	北秋田市森吉字大印沢外30国有林、阿仁戸鳥内外5字早瀬沢外7国有林	国（農林水産省）
県名天	昭和39年4月16日	小又峠	北秋田市森吉字大印沢外30国有林	北秋田市教育委員会
市天	昭和53年2月1日	相善杉	北秋田市綴子字大畑	大畑自治会
市天	昭和53年2月1日	親方樅と根曲り桜	北秋田市綴子字西館	株式会社
市天	昭和53年2月1日	千年桂	北秋田市綴子神社	綴子神社
市天	昭和53年2月1日	大櫻 2本	北秋田市宮前町	鷹巣神社
市天	昭和59年3月21日	親杉	北秋田市本城	本城自治会
市天	昭和59年3月21日	えぼの木様（楓の木）	北秋田市小又	小又神社
市天	平成4年3月31日	佐竹公御手植の松	北秋田市阿仁荒瀬字向岱	北秋田市
市天	平成4年3月31日	笑内神社の銀杏	北秋田市阿仁字笑内	笑内自治会長
市天	平成7年2月1日	マイヅルテンナンショウ	北秋田市伊勢町	北秋田市教育委員会
■ 山本郡藤里町				
県天	昭和30年1月24日	櫻	山本郡藤里町大沢字向山下	月宗寺
県天	昭和30年1月24日	いちょう	山本郡藤里町藤琴字田中	個人
町天	昭和60年2月8日	アオヤジロ	山本郡藤里町柏毛字上鴨助岱	個人
■ 能代市				
県天	昭和30年1月24日	いちょう 3本	能代市二ツ井町仁鮎字坊中	能代市教育委員会
県天	昭和46年4月20日	水沢のアキタスギ天然林	能代市二ツ井町仁鮎小掛外3字仁鮎小掛山外9国有林	国（農林水産省）
県天	昭和57年1月12日	母体のモミ林	能代市母体字湯の沢98、母体字母体山外1国有林	能代市長
県天	昭和62年3月17日	梅内のイチイ	能代市二ツ井町梅内字筒ヶ沢	梅内神社
市天	昭和53年4月26日	古四王神社の杉	能代市檜山字越王下	檜山神社
市天	昭和62年4月1日	七座神社境内林	能代市二ツ井町小繫字天神道上	七座神社

種別	指定年月日	名 称	所 在 地	管 理 団 体・管 理 責任者・所有者等
■山本郡三種町				
町天	昭和54年7月1日	羽州街道 並木黒松	山本郡三種町豊岡金田字金光寺	三種町
町天	昭和54年7月1日	大櫻	山本郡三種町下岩川字長面	個人
町天	昭和54年7月1日	大榎の木	山本郡三種町金田字田倉館	個人
町天	昭和54年7月1日	おんこ（藤巻の櫟）	山本郡三種町森岳字館の沢	個人
町天	昭和54年7月1日	杉と藤（稻荷様の杉と藤）	山本郡三種町下岩川字宮ノ目	個人
町天	昭和56年3月25日	一本松	山本郡三種町鶴川	三種町
町天	平成元年10月13日	大葉菩提樹	山本郡三種町豊岡金田字金光寺	個人
町天	平成14年4月24日	熊野神社けやき並木	山本郡三種町外岡字外岡南	個人
町天	平成14年4月24日	金光寺桜並木	山本郡三種町豊岡金田字金光寺	三種町
■南秋田郡五城目町				
県天	昭和35年3月1日	スズムシ群棲地	南秋田郡五城目町小池字岡本森山周辺	五城目町教育委員会
町天	昭和51年4月1日	けやき	南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺	個人
町天	昭和51年4月1日	けやき	南秋田郡五城目町野田字合野	個人
町天	昭和51年4月1日	公孫樹（いちょう）	南秋田郡五城目町馬場目字中村	個人
町天	昭和52年3月31日	かすみ桜	南秋田郡五城目町内川字小倉	小倉神社
町天	昭和52年3月31日	けやき	南秋田郡五城目町字下夕町	個人
町天	昭和52年3月31日	杉	南秋田郡五城目町字帝釈寺	個人
町天	昭和52年3月31日	いちょう	南秋田郡五城目町字神明前	個人
町天	昭和52年3月31日	蛇オンコ 4本	南秋田郡五城目町馬場目字門前	個人
■潟上市				
市天	昭和51年6月1日	楓の木	潟上市飯田川下虻川字屋敷	下虻川神明社
市天	昭和53年9月28日	サイカチの群生林	潟上市天王字天王	東湖八坂神社
市天	昭和53年9月28日	カシワの群生林	潟上市天王字中浜山	北野神社
市天	昭和53年9月28日	餅肌の秋田杉	潟上市天王大崎字上沖中谷地	大崎諏訪神社
市天	平成5年12月20日	和田妹川神明社のもみの木	潟上市飯田川和田妹川字和田	和田妹川神明社
市天	平成5年12月20日	上堤敷のけやき	潟上市飯田川飯塚字上堤敷	飯塚財産区
市天	平成5年12月20日	照明寺の赤松	潟上市昭和豊川楓木字大宮	照明寺
市天	平成17年3月8日	真形の黒松	潟上市昭和豊川楓木字真形尻	個人
市天	平成17年3月8日	月山神社のけやき	潟上市昭和大久保字山神	月山神社
■男鹿市				
天	大正11年10月12日	ツバキ自生北限地帯	男鹿市船川港椿字家ノ後	男鹿市
天	平成19年7月26日	男鹿目潟火山群一ノ目潟	男鹿市北浦西水口字一ノ目潟	男鹿市
県天	昭和29年3月7日	榧	男鹿市北浦真山字水喰沢	真山神社
県天	昭和42年9月26日	アオサギ繁殖地	男鹿市瀧川字男鹿山国有林	男鹿市教育委員会
県天	平成3年3月19日	男鹿のコウモリ生息地（蝙蝠窟・孔雀窟）	男鹿市船川港小浜字芦ノ倉	男鹿市教育委員会
市天	平成7年2月23日	双六のウミネコ繁殖地	男鹿市船川港双六地内	男鹿市教育委員会
市天	平成9年4月11日	天神様の細葉の椿	男鹿市脇本脇本字七沢	菅原神社
市天	平成11年2月25日	中山神社の大イチョウ	男鹿市脇本樽沢字立石	樽沢集落
市天	平成16年3月24日	瑞光寺の大ケヤキ	男鹿市北浦北浦字杉原	瑞光寺
■秋田市				
天	昭和13年8月8日	筑紫森岩脈	秋田市河辺三内字柳台	秋田市
県天	昭和62年3月17日	女潟湿原植物群落	秋田市金足小泉字女潟	秋田県
市天	昭和44年10月14日	里宮の大杉	秋田市雄和女米木字猫沢	高尾神社
市天	昭和48年3月14日	旭さし木（けやき）	秋田市寺内大小路	個人
市天	昭和48年3月14日	柳田のけやき	秋田市柳田字佐渡端火結神社境内	柳田町内会
市天	昭和48年3月14日	川口のいちょう	秋田市川元小川町	秋田市
市天	昭和48年3月14日	八田の親杉	秋田市下浜八田字上台	八田部落会
市天	昭和48年3月14日	玄海の松と杉	秋田市下浜八田字上台	八田部落会
市天	昭和52年12月12日	つつじ	秋田市河辺岩見字鶴養	個人
市天	昭和52年12月12日	いちい（おんこ） 3本	秋田市河辺岩見字鶴養	個人
市天	昭和56年2月5日	もみの木	秋田市河辺岩見字鶴養	個人
市天	昭和63年12月1日	やまぶどう	秋田市河辺岩見字杉沢台	個人
市天	平成3年7月9日	繫一の坂の大杉 2本	秋田市雄和繫字太平	繫共有財産団代表
市天	平成4年4月23日	新波竹の花の一本杉	秋田市雄和新波字寺沢	秋田市
市天	平成14年3月27日	白幡の森	秋田市下浜名ヶ沢字曲田地内	名ヶ沢部落会

種別	指定年月日	名 称	所 在 地	管 理 団 体・管 理 責任者・所有者等
■由利本荘市				
県名天	昭和35年12月17日	法体の滻および甌穴	由利本荘市鳥海町百宅字奥山手代沢外2国有林	由利本荘市教育委員会
県天	昭和34年1月7日	葛岡のカスミザクラ	由利本荘市葛岡字落合	個人
県天	昭和35年3月1日	イチイ	由利本荘市鳥海町中直根字前ノ沢	由利本荘市教育委員会
県天	昭和35年12月17日	千本カツラ	由利本荘市鳥海町栗沢字内通	由利本荘市教育委員会
県天	昭和43年3月19日	堀切のイチョウ	由利本荘市中俣字小金沢	由利本荘市教育委員会
県天	昭和48年12月11日	鳥海ムラスギ原生林	由利本荘市矢島町城内字木境鳥海国有林	国（農林水産省）
県天	昭和57年1月12日	岩館のイチョウ	由利本荘市東由利藏字岩館	公孫樹大神氏子代表
県天	昭和59年3月10日	法内の八本スギ	由利本荘市東由利法内字曰ヶ沢外2国有林	由利本荘市教育委員会
市天	昭和49年10月25日	山寺のツバキ 9本	由利本荘市矢島町七日町字山寺	山寺丁内
市天	昭和50年9月11日	高建寺臥竜松	由利本荘市矢島町立石字上野	高建寺
市天	昭和50年9月11日	サイカチ	由利本荘市矢島町立石字下田表	個人
市天	昭和50年9月11日	梅	由利本荘市矢島町元町字新所	個人
市天	昭和50年9月11日	八幡神社櫻	由利本荘市矢島町元町字相庭館	八幡神社
市天	平成元年10月19日	葛岡金峯神社叢林	由利本荘市葛岡字宮ノ腰	葛岡金峯神社
市天	平成2年9月17日	白山神社のスギ	由利本荘市船岡字永田上	船岡町内会
市天	平成3年1月21日	大久保のケヤキ	由利本荘市鳥海町下川内字大久保	由利本荘市教育委員会
市天	平成3年1月21日	伏見沢のサイカチ	由利本荘市鳥海町上川内字伏見沢	由利本荘市教育委員会
市天	平成3年1月21日	休石のカヤ	由利本荘市鳥海町下直根字休石	由利本荘市教育委員会
市天	平成6年4月20日	赤沼の赤松	由利本荘市赤沼町	個人
市天	平成6年4月20日	石沢館のイチョウ	由利本荘市館字石沢館	館町内会
市天	平成7年10月23日	大台のオンコ	由利本荘市東由利宿字大台	個人
市天	平成7年10月23日	祝沢のミズナラとサルナシ	由利本荘市東由利方字浮蓋	個人
市天	平成14年2月13日	加田喜沼湿原	由利本荘市長坂字雷田中島	国（農林水産省）（長坂水利組合）
市天	平成16年12月10日	熊野神社のツバキ森	由利本荘市西目町西目字根子の沢	田高町内熊野神社
市天	平成16年12月10日	ホトケドジョウとその生息地	由利本荘市西目町西目字潟保 小山田地区	由利本荘市教育委員会
市天	平成16年12月10日	スズムシとその生息地	由利本荘市西目町出戸字館（浜館公園の一部）	由利本荘市教育委員会
■にかほ市				
天	昭和9年1月22日	象潟	にかほ市象潟町字象潟島ほか	にかほ市
天	平成13年1月29日	島崎山脈子ヶ鼻温原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群	にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林子吉川森林計画区	にかほ市
県天	昭和32年2月14日	白樺	にかほ市前川字久根添	にかほ市教育委員会
県天	昭和33年2月13日	タブの群落	にかほ市象潟町川袋字川崎	にかほ市教育委員会
県天	昭和47年6月10日	金浦のタブ林	にかほ市字上林	にかほ市教育委員会
県天	昭和49年10月12日	前川のタブノキ	にかほ市前川	にかほ市教育委員会
県天	昭和49年10月12日	金浦のマルバグミ	にかほ市金浦字南金浦	にかほ市教育委員会
県天	昭和53年7月25日	大須郷のウミウ繁殖地	にかほ市象潟町大須郷字大道下ほか	にかほ市教育委員会
市天	昭和47年6月8日	タブ・シナノキの混生群落	にかほ市閔字三平田	閔諏訪神社
市天	昭和47年6月8日	ツバキ・ブナの混生群落	にかほ市長岡字堂ノ前	長岡熊野神社
市天	昭和47年6月8日	ハイネズの群落	にかほ市象潟町閔字西大坂	閔集落
市天	昭和51年3月31日	イチイ（オンコ）	にかほ市平沢字宮ノ前	にかほ市教育委員会
市天	昭和51年3月31日	ツツジ	にかほ市小国字南野（陽山寺庭園）	陽山寺
市天	昭和51年3月31日	タブノキ	にかほ市中三地字中ノ堀	個人
市天	昭和51年3月31日	夫婦スギ	にかほ市院内字城前	七高神社
市天	昭和52年10月18日	シナノキ	にかほ市象潟町横岡字葛畠	横岡神明社
市天	昭和52年10月18日	ウゴシオギクの群落	にかほ市象潟町小砂川字中磯	小砂川集落
市天	昭和54年5月29日	福寿草の群落	にかほ市象潟町長岡字鞍馬、字鶴池	個人
市天	平成元年11月9日	福寿草	にかほ市大竹地区	にかほ市
■仙北市				
特天	昭和27年3月29日	玉川温泉の北投石	仙北市田沢湖玉川字金倉沢より田沢山塊まで14ヶ沢国有林	国（農林水産省）
天	大正15年2月24日	秋田駒ヶ岳高山植物帶	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2/2外7筆国有林	仙北市
天	昭和49年10月9日	角館のシダレザクラ 152本	仙北市角館東勝樂丁ほか	仙北市
県天	昭和38年2月5日	ユキツバキ自生不限地帯	仙北市田沢湖岡崎外3字院内山外4国有林	国（農林水産省）
県天	昭和59年3月10日	真山寺の乳イチョウ	仙北市西木町小山田字石川原	華光院真山寺
県天	昭和59年3月10日	金峰神社のスギ並木	仙北市田沢湖梅沢字東田235、岡崎外3字院内山外4国有林	仙北市教育委員会
県天	平成3年3月19日	玉川のヒメカイウ群生地	仙北市田沢湖玉川字湯沢渓国有林	仙北市教育委員会
町天	昭和37年5月30日	神代杉	仙北市田沢湖神代字戸伏松原	個人
町天	昭和37年5月30日	榧の木 2本	仙北市田沢湖岡崎字田中	個人
町天	昭和38年10月15日	石灰華生成地	仙北市田沢湖生保内字黒沢野	仙北市
町天	昭和38年10月15日	白山桜	仙北市田沢湖生保内字阿気	石神集落
町天	昭和46年12月22日	枝垂桜	仙北市田沢湖渴字一渡	個人
町天	昭和58年4月1日	安楽寺のオツコ（イチイ）	仙北市西木町小山田字八津	安楽寺
町天	昭和58年4月1日	寺村の五葉松	仙北市西木町上檜木内字寺村	個人
町天	昭和58年4月1日	御座の石の杉	仙北市西木町檜木内字相内渴	御座石神社
町天	昭和58年4月1日	重右衛門の栗	仙北市西木町小山田字大浦川内	個人

種別	指定年月日	名 称	所 在 地	管 理 団 体・管 理 責 業 者・所有者等
町天	昭和58年4月1日	吉田の柏	仙北市西木町檜木内字吉田	個人
町天	昭和58年4月1日	塞神の桂	仙北市西木町檜木内字中里	塞神神社
町天	昭和58年4月1日	支所の枝垂れ桜	仙北市西木町檜木内字松葉	仙北市
町天	昭和58年7月19日	玉林寺の公孫樹	仙北市西木町西明寺字宮田	玉林寺
町天	昭和61年10月1日	姥杉	仙北市角館町古城山	個人
町天	昭和61年10月1日	姥桜	仙北市角館町古城山	個人
町天	平成11年12月6日	岩橋家のカシワ	仙北市角館町東勝楽丁	仙北市

■大仙市

県天	昭和28年10月5日	しだれ桜	大仙市協和船岡字上宇津野	大仙市教育委員会
県天	昭和30年1月24日	枝垂桜	大仙市強首大巻字宅地	個人
県天	昭和48年6月16日	鬱垂のシダレグリ	大仙市協和船岡字庄内鬱垂	個人
県天	昭和48年12月11日	唐松神社のスギ並木	大仙市協和境字下台	唐松神社
市天	昭和50年12月6日	一里塚の自莢	大仙市豊岡字十六沢	大仙市
市天	昭和50年12月6日	豊栄の松	大仙市豊岡字上野	大仙市
市天	昭和50年12月6日	桂の木	大仙市豊岡字三棟	個人
市天	昭和54年8月27日	モミの木群 5本	大仙市強首字強首	個人
市天	昭和55年12月11日	姥杉	大仙市払田字真山	高梨神社
市天	昭和55年12月26日	作助稻荷の杉	大仙市下鶯野字下中嶋	個人
市天	昭和55年12月26日	阿彌陀堂のクヌギ	大仙市清水字下黒土	個人
市天	昭和55年12月26日	お金塚の松 4本	大仙市大神成字上村	大神成部落
市天	昭和55年12月26日	善法寺の銀杏	大仙市長野字六日町	善法寺
市天	昭和57年12月13日	ブナの原生林 トチの木	大仙市杉山田字釜の沢	月山神社
市天	昭和58年4月12日	水芭蕉群生地	大仙市戸地谷字勤農地	個人
市天	昭和60年2月6日	杉	大仙市板見内字北畠	板見内神社
市天	昭和61年4月16日	楳	大仙市板見内字蛇塚	蛇塚神社
市天	昭和61年4月16日	杉	大仙市板見内字蛇塚	蛇塚神社
市天	平成元年4月1日	お諏訪さんの姥杉	大仙市太田町斎内字諏訪田	諏訪神社宮司
市天	平成元年4月1日	壱本木の種蒔桜	大仙市太田町東今泉字壱本木	個人
市天	平成元年4月1日	毘沙門様の大もみ	大仙市太田町川口字毘沙門	川口神明社宮司
市天	平成元年4月1日	壱本杉の大シャガチ	大仙市太田町三本扇字一本木	個人
市天	平成元年4月1日	宮内のイチョウ 2本	大仙市太田町三本扇字三本柳	宮内神社氏子
市天	平成元年4月1日	作エンのさくら	大仙市太田町国見字新山	大仙市教育委員会
市天	平成元年8月28日	エノキ	大仙市刈和野字愛宕町	大仙市
市天	平成2年6月12日	ばっこスギ	大仙市土川字小又口	秋田森林管理署
市天	平成2年6月12日	クジラの化石	大仙市刈和野字愛宕下	大仙市
市天	平成2年6月12日	化石塊	大仙市円行寺字落ヶ台	個人
市天	平成3年12月24日	庚申の松	大仙市下鶯野字上村	大仙市
市天	平成5年3月30日	水神社の杉 4本	大仙市豊川字観音堂	水神社
市天	平成5年4月2日	萬松寺のシダレザクラ	大仙市協和境字境	萬松寺
市天	平成5年4月2日	土淵長根の夫婦松 2本	大仙市協和小種字堤ヶ沢	個人
市天	平成12年2月1日	オブ山の大杉群落	大仙市太田町真木山国有林外二国有林	大仙市
市天	平成12年2月1日	横沢公園の松 2本	大仙市太田町横沢字堤田	大仙市
市天	平成12年2月1日	白山神社の松	大仙市太田町永代字雷	白山神社総代
市天	平成12年2月1日	四ツ橋の松	大仙市太田町国見字四ツ橋	個人
市天	平成15年4月1日	甚ねん霧氷ブナ 2本	大仙市太田町国見字上堰	個人
市天	平成16年2月1日	長左衛門のサワラの垣根	大仙市太田町小神成字北野	個人
市天	平成17年3月1日	日暮の一本スギ	大仙市協和中淀川字日暮狐森	淀川財産区

■仙北郡美郷町

天	平成7年2月14日	千屋断層	仙北郡美郷町千屋字内沢、字中小森、字上小森、字上向野	美郷町ほか
町天	昭和48年2月1日	けやき	仙北郡美郷町本堂城回字館間	個人
町天	昭和48年10月1日	モリアオガエル生息地	仙北郡美郷町大又赤倉国有林	国（農林水産省）
町天	昭和50年5月23日	一位	仙北郡美郷町本堂城回字本堂町	個人
町天	昭和50年5月23日	チューリップツリー	仙北郡美郷町金沢東根字柳田	個人
町天	昭和50年5月23日	杉立木（行太子神社御神木） 4本	仙北郡美郷町金沢東根字川端山	個人
町天	昭和50年5月23日	ねじこ	仙北郡美郷町本堂城回字本堂町	国
町天	昭和50年5月23日	しだれ桜	仙北郡美郷町黒沢字西野	個人
町天	昭和51年10月9日	銀杏	仙北郡美郷町金沢字上石神	個人
町天	昭和51年10月9日	一本杉	仙北郡美郷町飯詰字東西法寺	美郷町
町天	昭和51年12月2日	千屋断層	仙北郡美郷町千屋字中小森、浪花字大道	美郷町、個人
町天	昭和58年10月13日	モクゲンジ 2本	仙北郡美郷町浪花字孤森	個人
町天	昭和61年11月1日	一本杉	仙北郡美郷町野中字上村	美郷町
町天	昭和61年11月1日	銀杏	仙北郡美郷町六郷字東高方町	淨光寺

種別	指定年月日	名 称	所 在 地	管 理 団 体・管 理 責 擔 者・所有者等
町天	昭和61年11月1日	銀杏	仙北郡美郷町六郷字東高方町	長明寺
町天	昭和61年11月1日	銀杏	仙北郡美郷町六郷字東高方町	広円寺
町天	昭和61年11月1日	三本杉 3本	仙北郡美郷町六郷字安楽寺	美郷町
町天	平成2年6月1日	柘ノ木	仙北郡美郷町浪花字田ノ沢	個人
町天	平成16年6月29日	一里塚のけやき	仙北郡美郷町六郷字道尻	美郷町

■横手市

県天	昭和43年3月19日	浅舞のケヤキ	横手市平鹿町浅舞字浅舞	社会福祉法人浅舞感恩講
県天	昭和51年2月14日	善明庵のマツ	横手市下八丁字北松林	護念山光明寺
県天	昭和63年3月15日	筏の大スギ	横手市山内筏字植田表	宗教法人筏隊山神社
県天	平成10年3月20日	トミヨ及びイバラトミヨ生息地	横手市平鹿町浅舞字浅舞（琵琶沼）、字道川北（荒小屋沼）、中吉田字上藤根（天龍沼）	横手市教育委員会
市天	昭和49年8月15日	羽黒の柳	横手市上内町	横手市
市天	昭和49年8月15日	大屋の梅	横手市新藤柳田字持田	個人
市天	昭和50年10月1日	旭岡山神社の七本杉 3本	横手市大沢字上庭当田	旭岡山神社
市天	昭和51年3月31日	銀杏の木台の大イチョウ	横手市大森町八沢木字上八沢木	大雄館合財産区
市天	昭和51年3月31日	十二ノ木のケヤキ	横手市大森町八沢木字十二ノ木	個人
市天	昭和51年3月31日	岩清水の大杉	横手市大森町上溝字岩清水	個人
市天	昭和54年5月23日	白藤神社の姥杉	横手市平鹿町中吉田字上藤根	個人
市天	昭和55年2月5日	二本杉	横手市増田町増田字土肥館	横手市
市天	昭和55年2月5日	西百目木のイチョウ	横手市大森町板井田字西百目木	個人
市天	昭和57年1月14日	亀田のイチイ	横手市増田町亀田字上堰合	個人
市天	昭和57年1月14日	舟繋ぎのサイカチ	横手市増田町増田字縫殿	縫殿自治会
市天	昭和57年1月14日	増田のかや	横手市増田町増田字本町	個人
市天	昭和58年7月1日	下吉田のナラ	横手市平鹿町下吉田字吉田	個人
市天	昭和58年7月1日	樽見内の鹿嶋梨	横手市平鹿町樽見内字土田	個人
市天	昭和59年11月15日	藍婆神社の大杉 2本	横手市大森町上溝字下久保	個人
市天	昭和59年11月15日	白山神社の大杉 4本	横手市大森町上溝字岩瀬	白山神社
市天	昭和63年12月8日	大沢のカスミザクラ	横手市雄物川町大沢字鍛冶台	横手市
市天	昭和63年12月8日	大沢のイタヤカエデ	横手市雄物川町大沢字坂ノ下	共有地
市天	昭和63年12月8日	八幡野のブナ林 15本	横手市雄物川町谷地新田字八幡野	個人
市天	平成11年6月22日	造山の傘杉	横手市雄物川町造山字造山	横手市
市天	平成19年4月1日	大松川のトチノキ	横手市山内大松川字錢神	個人

■湯沢市

天	大正13年12月9日	鈴状珪石および噴泉塔	湯沢市秋ノ宮字役内山外1国有林ほか	国（農林水産省）ほか
県天	昭和43年10月15日	木地山のコケ沼湿原植物群落	湯沢市皆瀬字松森	湯沢市教育委員会
市天	昭和50年4月5日	枝垂れ桜	湯沢市相川字古館ノ下ほか	梅松山雲岩寺
市天	昭和56年5月22日	風穴	湯沢市関口字糸倉山	個人
市天	昭和59年3月13日	枝垂桜	湯沢市院内銀山町正樂寺跡、金山神社	湯沢市、金山神社
市天	昭和59年3月13日	小閑清水	湯沢市院内銀山町	個人事業者
市天	昭和59年8月9日	競いのもみ	湯沢市山田字上堂ヶ沢	大乗山最禪寺
市天	昭和62年4月10日	朴木	湯沢市秋ノ宮字川連	千代世神社
市天	平成16年2月12日	金華山のモミの木	湯沢市稻庭町字坪沢	金華神社
市天	平成16年2月12日	金華山のシダレザクラ	湯沢市稻庭町字坪沢	金華神社
市天	平成16年2月12日	蟹沢のハイマツ	湯沢市三梨町字蟹沢	個人
市天	平成16年2月12日	三梨の梨の木	湯沢市三梨町字古三梨	五ヶ村集落
市天	平成19年4月13日	赤塚白山神社の枝垂れ桜	湯沢市横堀字赤塚	社会福祉法人偕行塾 白山神社氏子総代表

■雄勝郡東成瀬村

村天	平成3年8月9日	巖溪山のカスミ桜	雄勝郡東成瀬村田子内字小沢	個人
村天	平成3年8月9日	仙人山のイチョウ	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人山	個人
村天	平成3年8月9日	若宮の夫婦松	雄勝郡東成瀬村田子内字若宮	個人
村天	平成3年8月9日	白滝のマダの木	雄勝郡東成瀬村椿川字白滝	個人

■雄勝郡羽後町

町天	平成14年8月2日	地蔵院のシナノキ	雄勝郡羽後町中仙道字小森出	地蔵院
町天	平成14年8月2日	大久保のキハダ	雄勝郡羽後町大久保字家妻	個人
町天	平成14年8月2日	元城のケンボナシ	雄勝郡羽後町西馬音内堀回字元城下	個人

※特名天：特別名勝及び天然記念物、特天：特別天然記念物、天：天然記念物、県名天：県指定名勝及び天然記念物、県天：県指定天然記念物、市町村天：市町村指定天然記念物。

※管理団体・管理責任者・所有者等欄は、管理団体>管理責任者>所有者の優先順に記載。

※文化財の所在は、個人所有地等の場合があります、詳細な場所、見学等に対する問い合わせは、所在地の市町村教育委員会文化財保護主管課にお問い合わせ下さい。

■記念物の現状変更等の手続きについて

国指定記念物の現状変更等許可申請手順 ※【 】内が行為者

- 1 記念物への現状変更等の計画立案 【許可申請者】
- 2 所有者(占有者、管理責任者、管理団体)の同意 【許可申請者】
- 3 市町村教育委員会へ現状変更等許可申請書を提出(3部) 【許可申請者】
- 4 秋田県教育委員会へ現状変更等許可申請書に意見を付して提出(2部) 【市町村教育委員会】
- 5 文化庁へ現状変更等許可申請書に意見を付して提出 【秋田県教育委員会】
- 6 文化審議会に諮問 【文化庁長官】
- 7 許可、不許可の処分(9以降は、許可の場合) 【文化庁長官】
- 8 許可(不許可)を通知 【文化庁→県教委→市町村教委→許可申請者】
- 9 現状変更等の実施から終了 【許可申請者】
- 10 市町村教育委員会へ現状変更等終了届を提出(3部) 【許可申請者】
- 11 秋田県教育委員会へ現状変更等終了届を提出(2部) 【市町村教育委員会】
- 12 文化庁へ現状変更等終了届の提出 【県教育委員会】

- 指定地外であっても、保存に影響を及ぼす行為は現状変更等の許可が必要です … (1)
- 現状変更の計画概要(場所・設計・規模等)が決まった段階で、申請前に図面等を持参し、市町村の文化財保護行政主管課に相談いただくと手続きがスムーズに進みます … (1)
- 文化審議会の開催は1か月に1度(平成19年度は原則第3金曜)で、前月末までの申請が翌月審議となるため、申請のタイミングによっては、処分の通知までに3か月程度を要する場合があります … (6, 7, 8)
- 軽微なものや管理計画等に定められた現状変更のなかには、県や市町村教育委員会に許可権限が委譲されている場合があります … (この場合は3, 4で許可の処分となります)

県指定記念物の現状変更等許可申請手順

※【 】内が行為者

- 1, 2は国指定記念物と同様の手続き 【許可申請者】
- 3 市町村教育委員会へ現状変更等許可申請書を提出(2部) 【許可申請者】
- 4 秋田県教育委員会へ現状変更等許可申請書に意見を付して提出 【市町村教育委員会】
- 5 秋田県文化財保護審議委員と現状変更の検討 【秋田県教育委員会】
- 6 許可、不許可の処分 (8以降は、許可の場合) 【秋田県教育委員会】
- 7 許可(不許可)を通知 【県教委→市町村教委→許可申請者】
- 8 現状変更等の実施から終了 【許可申請者】
- 9 市町村教育委員会へ現状変更等終了届を提出(2部) 【許可申請者】
- 10 秋田県教育委員会へ現状変更等終了届を提出 【市町村教育委員会】

ー申請が不要な維持の措置の範囲ー
(ただし、事前相談及び事後の報告は必要となります)

- ①記念物が、き損・衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、指定当時の現状に回復させる場合。
- ②記念物が、き損・衰亡している場合、その拡大を防止するための応急措置。
- ③記念物が、き損・衰亡してから、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分の除去が必要となった場合。

関係法令・規則等

■文化財保護法

昭和25年5月30日法律第二百四十四号
最終改正：平成19年3月30日法律第七号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。(省略)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(省略)

3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十三条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十二条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(省略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に

掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当ないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受けける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり

当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十二条 管理が適當でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十三条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十四条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適當でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十五条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十六条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政による通知)

百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取が必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理

団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

百三十二条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に當たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

百三十三条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（百十一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに百十一条第一項の規定を準用する。

百三十四条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、百十一条第二項及び第三項並びに百十三条から百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（百十一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、百十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用す

る」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第十三章 罰則

(省略)

第二百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

二 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第二百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第二百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

(省略)

三 第百二十三条第二項(第二百八十六条第二項で準用する場合を含む)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第二百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第二百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む)、第二百二十三条第二項、第二百八十六条第二項又は第二百八十七条第二項で準用する場合を含む)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む)又は第二百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第二百七十二条第五項で準用する場合を含む)又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二百二十一条第一項(第二百七十二条第五項で準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物

の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

■文化財保護法施行令

(昭和50年9月9日政令第二百六十七号)

最終改正：平成19年8月3日政令第二三五号

内閣は、文化財保護法(昭和25年法律第二百二十四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む)並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和50年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人)

(省略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る)に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるものハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第二百十五条第一項(法第二百二十条及び第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間ににおける譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する

区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(省略)

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(附則抄省略)

■秋田県文化財保護条例

昭和50年12月22日 秋田県条例第四十一号 公布
秋田県文化財保護条例(昭和31年秋田県条例第十二号)の全部を改正する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で秋田県(以下「県」という。)の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平17条例四三・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 文化財 次号から第五号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(省略)

五 記念物 法第二条第一項第四号の記念物をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 教育委員会は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 県指定有形文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを秋田県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者及

び権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ秋田県文化財保護審議会の意見をきかなければならぬ。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 教育委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。(解除)

第五条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 教育委員会は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任等)

第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責に任すべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第七条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第八条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第十条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十一條 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至つたときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

三 補助金の交付の条件に違反したとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 教育委員会は、県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができます。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十条第二項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理費」という。)につき第十条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十四条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に

影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十五条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導と助言をすることができる。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に關しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示及び許可その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(省略)

第五章 県史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十四条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第六十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとつて重要なものを秋田県指定史跡、秋田県指定名勝又は秋田県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

第三十五条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第六十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十八条において準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更の制限)

第三十七条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第三十八条 第六条から第八条まで、第十条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条第一項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(省略)

第九章 罰則

(罰則)

第五十一条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十二条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十三条 第十四条又は第三十七条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則(平成17年条例第四三号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

■秋田県文化財保護条例施行規則

昭和51年4月13日 秋田県教育委員会規則第八号 公布
秋田県文化財保護条例施行規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第三号)の全部を改正する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二章 県指定有形文化財

(指定の申請)

第二条 条例第四条第一項の規定による秋田県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)の指定を受けようとする場合は、県指定有形文化財指定申請書(様式第一号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の県指定有形文化財指定申請書には、写真、実測図、位置図その他資料を添付しなければならない。

(指定の同意)

第三条 条例第四条第二項に規定する同意をした者は、指定同意書(様式第二号)を、速やかに、教育委員会に提出しなければならない。

(指定及び解除の通知)

第四条 条例第四条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を交付して行うものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 その他必要な事項

2 条例第五条第二項又は第四項の規定による県指定有形文化財の解除の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を交付して行うものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 指定解除の年月日

六 指定解除の事由

七 その他必要な事項

(省略)

(管理責任者選任等の届出)

第七条 条例第六条第三項の規定による届出は、管理責任者選任(解任)届出書(様式第四号)を提出して行うものとする。

(所有者変更等の届出)

第八条 条例第七条第一項の規定による届出は、所有者変更届出書(様式第五号)を提出して行うものとする。この場合においては、指定書を添付しなければならない。

2 前項の届出には、所有権の移転を証明する書類を添付するものとする。

3 条例第七条第二項の規定による届出は、第一項の規定を準用する。

(滅失、き損等の届出)

第九条 条例第八条の規定による届出は、滅失(き損、亡失、盜難)届出書(様式第六号)を提出して行うものとする。

2 き損の場合にあつては、前項の届出書に写真、見取図その他き損の状態を示す書類を添付しなければならない。

(所在の変更の届出)

第十条 条例第九条の規定による届出は、所在変更届出書(様式第七号)を提出して行うものとする。

(所在の変更の届出を要しない場合等)

第十一條 条例第九条のただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 条例第十条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十二条第一項の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十二条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十四条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第十五条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 条例第九条のただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

3 前項の規定による届出は、所在の場所を変更した後20日以内に行わなければならない。

(現状変更の許可申請等)

第十二条 条例第十四条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、現状変更許可申請書(以下「許可申請書」という。)(様式第八号)に変更しようとする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

一 現状変更の設計仕様書及び設計図

二 現状変更に係る箇所又は地域の写真

三 現状変更に係る箇所の見取図又は地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

四 現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

3 条例第十四条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更に着手し、又はこれを終了したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。

4 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は図面を添付するものとする。

(維持の措置の範囲)

第十三条 条例第十四条第一項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 県指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

二 県指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出等)

第十四条 条例第十五条第一項の規定による届出は、修理届出書(様式第九号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

一 設計仕様書

二 修理をしようとする箇所又は地域の写真及び図面

3 条例第十五条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(損失の補償請求)

第十五条 条例第十六条第七項の規定により補償を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書(以下「請求書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 所有者の氏名及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 補償を受けようとする理由

六 補償金の額及び算出の基礎

七 滅失し、又はき損した県指定有形文化財につき損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項

八 その他参考となる事項

(補償の決定)

第十六条 教育委員会は、請求書の提出があつたときは、審査の上補償を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な

事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、第一項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

(補償金額決定の基準)

第十七条 補償金の額の決定は、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

一 県指定有形文化財が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財の時価に相当する金額

二 県指定有形文化財がき損した場合においては、当該県指定有形文化財のき損箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(当該県指定有形文化財のき損の状況により、これを修理することが不適当又是不可能であると認められるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準により定められるべき補償金の額が当該滅失又はき損により通常生ずべき損害を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることがある。

(省略)

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定の申請)

第二十五条 条例第三十四条第一項の規定による秋田県指定史跡、秋田県指定名勝又は秋田県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。)の指定を受けようとする場合は、県指定史跡名勝天然記念物指定申請書(様式第十七号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の県指定史跡名勝天然記念物指定申請書には、写真、実測図、位置図その他資料を添付しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十六条 条例第三十六条の規定による届出は、所在等異動届出書(様式第十八号)を提出して行うものとする。

(維持の措置の範囲)

第二十七条 条例第三十七条第二項の規定による許可を受けることを要しない場合は、次に掲げる各号の一に該当する場合とする。

一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(県指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第二十八条 第三条及び第四条、第七条から第九条まで、第十二条及び第十四条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

■総務省行政管理局法令データ提供システム

[<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>]

■美の国あきたネット秋田県例規集

[http://www.pref.akita.jp/kaikaku/reiki_int/reiki_menu.html]

写真の提供に協力いただいた方々 (順不同、敬称略)

■ 泉 祐一	■ 小坂町
■ 一ノ関 拓郎	■ 大館市
■ 伊藤信義	■ 北秋田市
■ 子吉一美	■ 男鹿市
■ 高橋一郎	■ 大潟村
■ 高橋秀暢	■ にかほ市
■ 田村史子	■ 仙北市
■ 繰十美子	■ 美郷町
■ 堤朗	■ 湯沢市
■ 永井規男	■ 秋田県立博物館
■ 西出隆	
■ 横山正義	

※このハンドブックに使用されている写真・図表等については、作成者及び秋田県教育委員会の許可のない無断転用、転載を禁止します。

秋田の宝・おらほの宝－地域の文化遺産発見－事業

お宝発見ハンドブック

－ 動物植物地質鉱物編 －

発 行 2008（平成20）年3月

秋田県教育委員会

編 集 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室

〒010-8580

秋田市山王三丁目1番1号

電話 018(860)5194

印 刷 株式会社フロム・エー